

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省

求める措置の具体的内容

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を整理し、明確化すること。

具体的な支障事例

平成30年度に発生した西日本豪雨災害において、店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金などの各種支援制度の適用に必要なとなっているにもかかわらず、非住家の被害認定に係る指針が定められていないため、被害認定調査を実施する市町村において、個別案件ごとに判断する必要があり、多大な時間と労力が必要となった事例があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

店舗等の非住家の被害認定に係る指針が明確化されることにより、市町村間での被害認定のばらつきを防止するほか、迅速な被害認定調査や罹災証明書の発行に結びつき、被災者に対する各種支援制度の適用がスムーズになることによって早期の生活及び事業再建が期待できる。
また、全国的な相互支援体制の整備が進む中、応援職員による支援の円滑化に繋がるなど、防災業務の標準化の推進にも効果が期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法第90条の2、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府（防災担当））

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、さいたま市、川崎市、名古屋市、豊橋市、大阪府、小野市、福岡県、熊本市、大分県

○非住家の罹災証明書については被害認定に係る指針がないことから、交付の対象とするか等、災害が発生する度に対応に個別に対応を決定してきたところである。

各府省からの第1次回答

今回の質問は、店舗のみではなく非住家全般に関する指針等の明確化を求められていると認識しておりますが、そもそも住家の罹災証明書は、全ての被災者の生活の根幹である「住まい」の被災状況を証明する書面として、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき発行されるものであり、各種公的支援の判断材料として使わ

れていることから、内閣府において、統一的な指針である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考資料として作成しているところです。

非住家については、各自治体において「被災証明書」等として、それぞれの用途に応じて、任意に発行されているものであり、統一的な基準を作成することは考えておりません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、非住家の被害認定に関する指針等が国から示されることにより、迅速かつ円滑な被害認定調査や罹災証明書発行に繋がり、被災者の生活再建、事業再建に繋がるものと考え、要望を行っている。今回の貴府の御回答では、非住家の証明書は「それぞれの用途に応じて、任意に発行されているもの」とされているが、非住家の証明書についても住家の罹災証明書と同様に、「中小企業等グループ補助金」などの公的支援の判断材料として使われており、被災者にとって重要かつ必要不可欠な書類であるという点では同じである。

貴府は、防災に関する基本的な政策、大規模災害発生時の対処に関する企画立案及び総合調整を担っており、国の防災政策の司令塔であると認識している。多くの災害の経験に基づき提案している地方の声に真摯に向き合っていただき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を直接適用できない、非住家固有の構造(非住家全てを対象とすることが難しいのであれば、まずは、倉庫やコンビニ店舗等が浸水の被害を受けた場合)について、被害認定の判断材料となる指針や参考資料、類型別の被害認定の事例集など、関係省庁と連携して、できるものから御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、市町村の負担とならないよう配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

被災者の生活基盤に直接関わる「住家」の被害認定調査は、災害対策基本法第90条の2に基づく事務であり、その結果(罹災証明書)は、災害救助法や被災者生活再建支援法による支援の判断材料にもなるものであるため、内閣府で指針を策定しています。

一方、「非住家」の被害認定調査は、任意の事務であり、事業所、店舗、工場、病院など、用途や構造が多岐にわたり、調査の目的や手法も様々になると想定されるため、統一的な指針を策定することは不適切であると考えます。また、仮に国が指針等を策定した場合、調査の必要性や調査の手法を縛ることに繋がるだけでなく、調査を行うことが方向付けられ、結果的に自治体の自主性が損なわれたり、負担が増すことに繋がり、本来優先して実施すべき被災者支援を十分に行えなくなってしまうことを憂慮します。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—